

長崎警察署管内で 小学生の交通事故が多発！

令和4年6月中、小学生児童が当事者となる交通事故が7件発生するなど、小学生の交通事故が多発しています。

交通事故の内訳は、

- 児童の飛び出しによる事故 3件
- 児童が自転車乗用中の事故 3件
- 児童が横断歩道横断中の事故 1件

となっています。



先生、保護者の皆さんが注意すべき点

1 保護する責任のある者として

道路交通法は、「交通のひんぱんな道路、踏切やその付近で児童・幼児を遊ばせたり、自分や自分に代わる監護者が付き添わないで幼児をひとり歩きさせてはならない。」と規定しています（第14条第3項）。

交通事故防止の第一歩は、「子供から目を離さない。」ことです。

2 自らの学習と模倣行動

大人が交通ルールやマナーをよく理解して、交通安全行動を実践する必要があります。

3 繰り返しの交通安全教育

交通ルールやマナーの習得には、子供にとって身近な存在である保護者や先生方が、日常生活の中で繰り返し教え、そしてそれを実践させることが最も大切です。



「止まって、見て、合図を出して、待つて渡る」の習慣化

保護者の方は、次の事項を子供に習慣化させるようにお願いします。

- 1 横断する前に必ず一度「止まる」
道路を横断する前に、見通しの良い場所で「止まる」ことを習慣にさせる。
- 2 右から左という一定の手順でしっかりと「見る」
止まった後はしっかりと首を動かして道路の奥まで「見る」ことが重要です。
- 3 横断する意思を明確に示す、「合図を出す」
「手を上げる」、「ドライバーに顔を向けアイコンタクトをとる」など「合図を出して」横断する意思を明確に伝えることを教える。
- 4 安全に横断できる状況になるまで「待つ」、そして「渡る」
ドライバーには、横断歩行者の通行を妨害してはいけない義務がありますが、歩行者に気付かず止まらない可能性がありますので、車が止まるまでは渡らずに「待つて」から「渡る」ことを教える。

※ 飛び出しをしないためには、車が来ているかどうかに関わらず、まずは「渡る前に一旦止まって左右の安全確認をする」癖を付けることが重要です。そして横断中も左右の確認をするように指導してください。

